

(別添) 社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係る Q & A

No.	項目等	Q	A
1	派遣登録・マッチング等について	派遣職員の登録から派遣先施設等とのマッチングまでの手続きはどのようになるのか	都道府県から登録のあった派遣職員については、厚生労働省にて集約後、全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）へ提供し、全社協から派遣先施設のニーズと合致する派遣職員の所属施設（以下「派遣元施設」という。）に直接連絡が行き、最終的に派遣が可能かどうかのマッチングを行った上で派遣先施設が決定されることになります。 具体的な個別の派遣要請については、派遣先施設のニーズ等を踏まえて、マッチングができたものから順次全社協から個別に連絡を行うこととなります。必ずしも登録いただいた派遣可能開始日から派遣を依頼するとは限らないので留意願います。
2		派遣先の社会福祉施設等に福祉避難所は入るのか	派遣先には、福祉避難所や金沢市に設置される1.5次避難所、ホテル・旅館等の2次避難所も含まれます。派遣先についてはマッチングの段階で派遣元施設と調整を行ったうえで決定します。
3		職員応援の派遣登録票のプルダウンリストに無い施設種別からの派遣登録希望があった場合でも登録は可能か（例：居宅介護事業所など）	プルダウンリストに無い施設種別からの派遣登録についても、幅広く受け付けつけます。
4		施設等に所属していない者の登録は可能か	施設等に所属していない者については、まずは当該者が所属している団体等の了承を得た上で、団体を通じて登録いただくことを検討下さい。なお、当該者の所属団体又は派遣元都道府県において、派遣費用の立て替え払い等の事務を行って頂くことが前提となり、また派遣職員の派遣状況の把握や緊急時の連絡等についても同様に対応する必要がありますことに留意下さい。
5		所属団体（施設未所属者等）から登録する場合について留意すべきことはあるか	所属団体から登録する場合は、基本的に各団体（全国団体の場合は各都道府県支部等）の所在都道府県に対して登録を行うこととします。 また、全国団体の本部等が一括して登録を行う場合は、全国団体の本部等が所在する都道府県に立て替え払いの負担が集中する可能性があるため、当該都道府県へ事前に相談して頂きますようお願いします。 ※石川県より直接派遣要請を受けている団体については、石川県が費用を負担するため上記の取り扱いの対象外。
6	派遣費用の取り扱いについて	職員派遣に係る費用の取り扱いについて	1月4日付事務連絡「令和6年能登半島地震にかかる福祉避難所等に対する福祉関係職員等の派遣に係る費用の取扱いについて」（以下、「1月4日付事務連絡」という）に基づき取り扱うこととなります。 派遣先による費用の支払い方法等について、別添資料のとおり整理しているので参照下さい。
7		派遣先の社会福祉施設が、福祉避難所として介護サービス費等の給付対象とならない者を受け入れている場合の費用の取扱いについて	派遣先の社会福祉施設が、介護サービス費等の給付対象とならない者も受け入れるなど福祉避難所としても機能している場合には、当該福祉避難所の支援業務のために派遣された職員の費用については、1月4日付事務連絡の「1 福祉避難所への派遣」欄のとおり取り扱うこととなります。
8		派遣職員の人件費の精算方法、基準額や対象経費について	（派遣先で介護保険サービス等に従事される場合） 派遣先施設に支払われる介護報酬等から、派遣元施設へ支払われることとなり、金額及び精算方法については、派遣元施設と派遣先施設間の協議により決まります。 （派遣先で福祉避難所等の被災者支援に従事する場合） 災害救助費からの支給となり、派遣先地域における通常の実費が基準となるが、派遣元都道府県と石川県との協議により別に定めることも可。最終的には石川県と内閣府との協議により決定します。
9		派遣職員の旅費の基準額や対象について	災害救助費からの支給となり、派遣先地域における通常の実費が基準となるが、最終的には石川県庁と内閣府との協議により決定します。 対象としては、①公共交通機関の運賃等（公共交通機関の利用が困難であった場合にはタクシー代も対象）、②乗用車を使用した場合の燃料代、高速料金、③レンタカーのレンタル料（やむを得なくレンタカーを使用した場合）等。その他、各都道府県の旅費規程等に基づく額（派遣元都道府県と石川県との協議が必要）とすることも可能です。

10		災害救助費で負担する派遣費用の請求について	職員派遣の終了後、派遣元施設から派遣元都道府県への請求書に基づき、石川県へ求償いただくことになります。手続きについては別途事務連絡を送付予定です。 ※請求に当たっては、派遣実績の分かる資料及び領収書等が必要となるため必ず保管して下さい。
11 追加	派遣費用の取り扱いについて	福祉避難所として使用している社会福祉施設への職員派遣する際の費用の取扱いについて	派遣先施設に対して介護サービス費等が支弁されている場合、当該施設への派遣職員に係る人件費については、派遣先施設が介護サービス費等から支払うことを原則としております。 ただし、その施設を福祉避難所として使用したことにより発生した費用で、通常の介護サービス費等で賄うことができない「福祉避難所の設置に要した経費」（※）を災害救助費として請求することが可能です。 ※ 福祉避難所の設置に要した経費の例 ・暖房機能等が破損し、復旧に時間を要するため、別途、暖房器具等を緊急に調達した費用 ・避難所で使用する物資の調達や、福祉避難所の運営に当たる人件費、介護サービス費等の対象とならない避難者の支援に当たる人件費 等
12 追加		社会福祉施設自体が被災し、他施設等への避難が必要な状況であるが、やむを得ず当該施設に施設利用者や職員がとどまっている場合について	左記のような状況にある場合、他の福祉避難所や社会福祉施設等への避難を優先すべきであるが、当該避難等が可能となるまでの間においては、自治体の判断により、その場所を福祉避難所として扱うことが可能です。
13 追加		社会福祉施設等が二次避難所として要介護者等を受け入れた場合において、介護サービス費等の対象とならない避難所の設置に要した経費の取扱いについて	社会福祉施設等が二次避難所として要介護者等を受け入れた場合、定員超過人数分に対応して介護サービス費等が支弁されるため、派遣職員に係る人件費については、派遣先施設が介護サービス費等から支払うことを原則としております。 一方、受入施設において、避難者である要介護者等を介護報酬等の請求対象にするまでの間に避難所の運営にあたる職員の人件費や、避難者を受け入れる際に避難者の状況把握の業務や避難所の受入環境の整備のために派遣された職員の人件費については、災害救助費として請求することが可能です。
14 追加	その他	従業員を被災地へ派遣する場合、派遣先への移動途上も含めて現地での業務・通勤に労災保険は適用されるのか	出張として派遣される場合、出張開始から終了までに起こった災害は、私的行為中などを除いて、職員を出張させた事業所が加入している労災保険が適用されます。